

新しい風

平成30年4月5日発行
 発行責任者 小宮國暉
 事務所 羽村市羽東1-2-9
 TEL・FAX:042-554-1555

3月定例議会を終えて〔平成30年第1回〕

- ◆ 議会等の活動報告
- ◆ 一般質問 『市政を問う』
- ◆ 本会議審議事項・29年度補正賛成討論
- ◆ 30年度予算賛成討論
- ◆ 30年度予算概要



議会等の活動報告

活動日	内容
2月8日	会派新しい風政策研究会、(29年度補正予算他)
2月9日	30年度予算説明・第五次羽村市長期総合計画実施計画(30年~32年度)
2月14日	正副議長、議運委員長、理事者会議 西多摩地域広域行政圏協議会審議会
2月20日	議会運営委員会(3月議会日程、議案取扱審議)
2月21日	東京たま広域資源循環組合議会定例会
2月28日、3月1日~	本会議一般質問(高田、小宮2日目)、5日補正予算審議、6日本会議議決
3月8日	経済委員会(陳情・審議議決)、議運、9日厚生委員会(陳情・審議議決)
3月13・14・15日	平成30年度予算審査特別委員会(一般会計・特別会計他 審議議決)
3月23日	本会議最終日(陳情、30年度予算ほか議案審議可決)
2月10日	市民インタビュー・市民パトロールセンター(総務委員会、広報委員会)
2月23日	議員研修会「立川断層と羽村の地盤」講師小玉喜三郎教授(小宮立高同級生)

総務委員会行田市視察(市独自による教員採用 議員研修・議会改革の行方 東京都市議会議員研修会、議会改革推進委員会(1/15、2/22、3/29) 広報委員会(1/11、2/28、3/27)
 福生病院組合議会臨時全員協議会、定例会(2/13、2/22) 土地開発公社(3/27)

教育・福祉・環境分野での活動

“新しい風”小宮・高田はそれぞれ多くの行事へ参加し、地域活性化に取り組んでいます

1月

- ◆実践倫理朝起き会元朝式◆どんど焼き◆成人式◆地域教育シンポジウム
- ◆ふれあい綱引大会◆東小・富士見小薬物乱用防止教室(ライオンズクラブ)
- ◆栄小学校公開◆富士見小作品展◆東小作品展◆横田羽村友好クラブ新年会
- ◆羽村市献血キャンペーン(五ノ神会館 協力、羽村ライオンズクラブ、町内会連合会)

2月

- ◆羽老連・福祉大会◆羽村市観光協会通常総会◆羽村ライオンズクラブホーム例会
- ◆震災孤児支援募金活動・小作・羽村駅頭(ライオンズクラブ)◆小作台西文化祭
- ◆福生・羽村合同ライオンズクラブ新年会◆羽村市駅伝大会◆教育研究会研究発表会
- ◆岸田文雄講演会

3月

- ◆消費者の日(エコポイントワークショップ)◆羽村東小定期演奏会◆羽村一中卒業式
- ◆羽村東小・小作台小卒業式◆五ノ神幼稚園卒園式◆東京都水道局挨拶(ごみ置き場他打合せ)
- ◆多摩川クリーン作戦(明るい社会づくりを進める会)◆小作本町文化祭◆小作台小定期演奏会
- ◆羽村一中定期演奏会(ゆとろぎ大ホール)◆iPS細胞と夢の医療講演会◆田辺凌鶴講演

産業・コミュニティ・防犯・防災分野での活動

1月

- ◆稲荷神社元旦祭◆金刀比羅神社元旦祭◆並木心 市政報告会・懇親会 ◆消防 出初め式
- ◆商工会 賀詞交換会◆本一東寿会 新年会 ◆交通安全推進委員会 出動式
- ◆羽村一中研究発表会◆小作台西寺社めぐり◆小作台小道德地区公開講座
- ◆横田基地周辺友好クラブ 新年会◆小作台西もちつき会◆小作台西新年の集い
- ◆羽村のまつり囃子◆伝統文化交流公演（山鹿灯籠中野七頭舞）（天空の御嶽神楽）

2月

- ◆稲荷神社建国祭◆福島県人会蕎麦打ち大会◆防衛協会 50 周年記念式典
- ◆金刀比羅神社節分祭◆宗禅寺節分会◆小作台西防災体験研修会

3月

- ◆本町西口商店会総会◆本町第一町内会総会 ◆羽村紫芳会役員会◆青梅チャリティ空手大会
- ◆海上自衛隊音楽祭◆花と水のまつりオープニング式典◆羽村市交通安全推進委員任命・退任式
- ◆第三分団新消防車両入魂式・祝賀会◆多摩川神輿渡御事前点検清掃◆金刀比羅神社春季例大祭
- ◆福生警察署「オリジナル交通安全体操」お披露目式◆宗禅寺文化祭



出初め式



どんど焼き



第三分団新車両入魂式



郷土芸能



市民パトロールセンター
インタビュー



献血活動
ライオンズクラブ



明るい社会づくりを進める会
多摩川クリーン作戦



綱引き大会



羽村大橋付近・擁壁工事



第 10 回羽衣の堰コンテスト



東京土建新春旗開き



子どもたちのダンス披露
花と水のまつり



羽村第一中学校
オープニングセレモニー



吹奏楽部による「羽衣の堰」の演奏と歌を合唱
玉川兄弟像前（建立 60 周年）にて

1. 明日の羽村を築くため、さらなる行財政改革を

要旨 総務省は平成27年1月にこれまでの公会計制度を見直し、全国の自治体向けに新地方公会計制度を示している。昨年9月議会においても質問したが、その主旨は、新会計制度の活用を図りつつ、地方自治体の行財政改革を推進し、健全財政に向けての取り組みを強化し、財政破綻に陥ることが無いよう、市民の負託にこたえるのが重要である。羽村市は行財政改革に活用すべく、財務書類の活用方法等を早急に具体化すべき時期に来ているとの観点より、現在その進捗状況とともに以下伺う。

質問 取り組みに対して行財政改革としての意義は庁内で取り上げられているか。

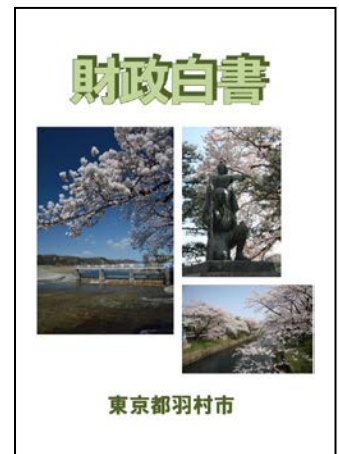
市長 地方公会計の整備を進め、統一的な基準に基づく財務書類を行財政運営に活用していくことについては、「第六次行財政改革基本計画」の財政改革の柱の1つである、財務マネジメントの強化の取り組みに位置づけている。

質問 庁内での作業工程ガイドラインはできているか。

市長 国が示している「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に従い、庁内での作業工程スケジュールを立て、固定資産台帳の更新や、複式仕訳の実施、また、付属明細書の作成や、特別会計との連結作業など、財務書類の作成に取り組んでいる。

質問 羽村市の課題は整理されているか。

市長 地方公会計の整備に向けた課題としては、「複式仕訳に係る日々仕訳方式の導入」、「財務書類の活用」、「人材の育成」、の3点を課題。特に、「財務書類の活用」については、地方公会計の重要なポイントでありますので、行政評価や予算編成、また、公共施設のマネジメントなどへ効果的に活用できるよう取り組んでいく。



質問 過去の地方自治体の財政破綻、若しくは破綻に近い事例調査をもと、QC手法（ワークショップ、魚の骨手法）等で要因分析を行っているか。

市長 財政状況の分析については、主に地方財政状況調査、いわゆる決算統計に基づき行っており、歳入の状況分析や歳出の状況分析をはじめ、経常収支比率や公債費負担比率、また、健全化判断比率などの各種財政指標を算出し、過去に「財政再生団体」となった自治体のデータも含め、様々な角度から分析を行っている。

質問 事例と羽村市との対比分析により、市の強み、弱みが把握できると考えるが如何か。また具体的に項目別（専門的人材、財源の確保、賃金体系等）に整理されているか。

市長 市内には、これまで工場誘致により職住近接のまちづくりを進めてきた成果として、製造業を中心に多くの法人が立地しており、市税における市民税法人分の割合が大きいことは、市の財政上の強みと捉えている。その一方で、景気の動向や企業の業績に大きく影響を受ける点は、課題である。

他市の事例との比較は、歳入に占める地方税の割合が大きいことや、歳出に占める公債費の割合が小さいこと、地方債残高が少ないことなどがある。財政運営の面では、市税等の経常的に収入される一般財源が減少していることに加え、扶助費等を中心として経常的経費が増加していることに伴い、経常収支比率が上昇し、財政構造の硬直化が進んでいることや、基金残高が減少していることが喫緊の課題である。

2 ,まち、ひと、しごと創生計画の見直しを

要旨 羽村市は、平成27年度から、急速な少子高齢化が表面化し、国の施策に呼応、羽村市長期人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生計画がスタートした。。3年を経た現在財政がひっ迫するなか、この創生計画の取り組み事業の見直しが重要であると考え、以下質問する。

質問 平成27年度よりの取り組みの中ですでにその目的と「成果が得られ、国への報告、評価が終了した事業にはどのようなものがあるか。

市長 市では、これまでに、国の「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」の「地域消費喚起・生活支援型」を活用して、『ウェルカムベビークーポン券発行事業』や、『消費喚起プレミアム商品券発行事業』、「地方創生先行型」を活用して、『児童放課後サポート事業』、『妊娠・出産・子育て包括支援拠点の設置準備事業』などに取り組むとともに、「地方創生先行型上乗せ交付分」を活用して、『はむらスタイルの策定・発信事業』、『地域密着型学童クラブの開設』事業を実施してきた。

また、平成28年度には、「地方創生加速化交付金」を活用した、『定住促進に向けた羽村市ブランド構築と発信事業』や、『創業力強化支援事業』、『ビジネス支援コーナー設置事業』を実施、いずれも国に事業完了の報告を行った。本計画は、市民の皆様が羽村市に住み続け、子育てをしたいと思う環境を実現するために、「人口流出を抑制する」、「出生者数の増加につなげる」、「地域に活力を生み出す」、「来訪者の増加につなげる」という、4つの施策の方向性に沿って、プロジェクトを展開している。「羽村駅西口土地区画整理事業の推進」や「羽村駅自由通路拡幅等整備事業の実施」、子育て施策として「乳児家庭全戸訪問・新生児訪問事業の充実」、「育児相談事業の充実」、生涯学習として「小中一貫教育の推進」や「確かな学力の育成」、産業支援として「市内企業の操業支援」、「企業立地の促進」、市の魅力発信として「シティプロモーションの推進」などに、継続して取り組んでいる。

3. 安心安全なまちづくりにむけて、防犯体制の整備を

要旨 安心安全なまちづくりにむけて第5次長期総合基本計画後期基本計画の中で、「行政・市民・事業者及びNPO法人などが連携した防犯体制の充実をはかり犯罪のないまちを目指す」ことを基本方針としている。防犯体制の現状と課題について以下質問する。

質問 行政、市民、事業者、NPO法人などの連携状況は

市長 市では、『NPO法人市民パトロールセンターはむら』、

『日野自動車スーパードルフィン』、『羽村市立小・中学校PTA連合会』、『羽村市交通安全推進委員会』、『福生警察署管内防犯協会羽村支部』、『羽村市町内会連合会』等で組織する「防犯・交通安全及び火災予防推進会議」や、「防犯等関係団体連絡会」を開催し、犯罪の発生状況や諸問題の検討、各団体の活動内容等を通じ、相互の連携強化を図っております。

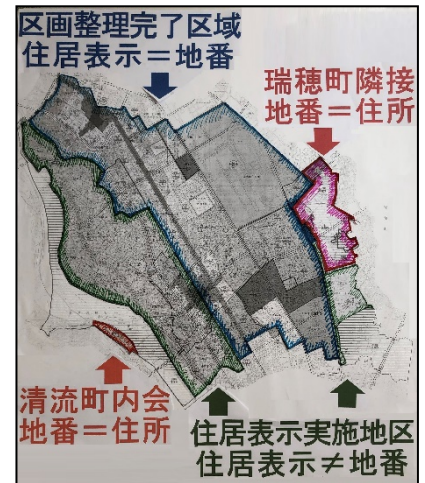
質問 『NPO法人市民パトロールセンターはむら』、活動拠点の改善は急務である。移転先として市役所別館、産業福祉センター、コミュニティセンターなど、駐車場があるところを提案するがいかがか。

(市民生活部長——予算審査特別委員会にて指摘、要望があれば対処する。)



1. わかりやすい住居表示について

要旨 羽村市内の住居表示には主に3つのパターンがある。①区画整理が完了した地域で、法務局管轄の地番と住所が一致しており、町名・街区符号・住居番号（〇〇△丁目〇番〇号）になっている地域。②川崎、玉川、羽東、羽中、羽加美（1丁目を除く）、羽西、双葉町は住居表示（〇〇△丁目〇番〇号）はしているが、地番とは一致しない地域。③地番をそのまま住所としている地域である。③には「羽」を住所としている清流町内会の地域と「羽」「五ノ神」「川崎」字武蔵野を住所としている地域などがある。今回は主に③の地域に焦点をあて、市の見解を問う。また、「街区表示板」「住居表示板」についても、わかりやすい住居表示をすべきであるとの立場から市の見解を問う。



質問 清流町内会の地域は地番をそのまま住所・所在地にしている。市街化区域に変更になった時点で、町名、街区符号、住居番号という住居表示を実施すべきであったと考えるが、いかがか。

市長 住居表示は、「住居表示に関する法律」により、市街地にある個人の住宅若しくは居所又は事務所、事業所、その他施設の場所を表示することとされている。現段階では、町名区域変更及び、住居表示を実施する必要がないものと考えています。

質問 住居表示をすることで、土地の資産価値が上がると考えるが、いかがか。

市長 住居表示を実施することで、土地の資産価値が向上するかについての判断は難しい。

質問 「武蔵野小学校」の住所は川崎 693-1 である。多くの羽村市民は「川崎」は青梅線以西の川崎 1～4 丁目の地域を想起する。転居・転入などの際に保護者が混同する問題は起きていないか。

市長 市では、転入・転居の届出を受付した際に、地図等を使用し住居地における指定学校を案内しており、武蔵野小学校の所在地が分かりづらい等の意見は、特段聞いていません。

質問 瑞穂町に隣接する「羽」、「五ノ神」、「川崎」字武蔵野地域には、多くの公共施設や民間施設があり、カーナビなどで間違った場所に誘導される可能性もある。観光やシティプロモーションの観点からも問題と考えられるが、市の見解を問う。

市長 市街化調整区域内に存在する公共施設や民間施設は、パンフレット等の施設案内に所在地を表示しており、カーナビなどを利用する際に、正確な所在地、施設名、電話番号等を入力すれば、目的の施設に案内されると認識しています。

質問 街区表示板の数は多い方が良く考えるが、いかがか。

市長 街区表示板については現在、電柱に設置されている屋外広告物の下に街区が表示されているものがありますので、今後は、官民連携の観点から、こうした街区表示を有効に活用させていただくことについて、調査・研究していきます。

質問 住居表示板の数が少ないと考えるが、いかがか。

市長 住居番号表示板については、住居表示を実施している区域に限り、住居表示を実施した当初や、家屋を新築し「建物その他の工作物新築届」を提出された方に配布し、表示をお願いしています。



2. 学校のバリアフリー対策とその教育について

要旨 文部科学省から「学校施設バリアフリー化推進指針」が、平成16年3月に出されている。一方、東京2020パラリンピックの機運醸成のため、パラリンピアンが羽村市へ来訪する機会も増えている。学校施設は児童・生徒や教員だけでなく、災害時の避難所に指定されており、投票所に指定されている場合もある。地域住民も使用することから、市立小中学校のバリアフリー対策と児童・生徒へのバリアフリーに対する教育について、以下質問する。

質問 小中学校で車いすが必要、または視覚障害のある児童・生徒はそれぞれ何名いるか。また、どのような対応をしているのか。

教育長 車いすが必要な児童・生徒について、日常的に車いすを必要とする児童・生徒は、小学校、中学校ともに在籍していません。次に、視覚障害のある児童・生徒については、中学校に5人在籍しています。視覚障害のある生徒には、授業における拡大鏡の使用、定期考査の際の拡大版の問題用紙の使用やテスト時間の延長などといった対応をしています。

質問 小中学校の体育館は災害時の避難所に指定されており、投票所に指定されている場合もある。住民が体育館に車いすで入館できない小中学校は何校あるか。また、入館できない学校について、どのような対策を考えているのか。

教育長 車いすで体育館に入ることのできない学校は、小学校3校、中学校1校あり、このうち、選挙の投票所に指定されている富士見小学校では、選挙の際には移動式スロープを設置して対応しています。また、災害時における対策としては、体育館へ移動することが難しい高齢者や障害者等には、必要に応じて、校舎へ避難していただくこととなります。

質問 小中学校のうち、障害者専用トイレは何校に何か所あるのか。また、小中学校の階段に手すりがない場合はあるか。手すりの片側設置と両側設置の数を問う。

教育長 現在、障害者専用トイレは、全校に設置しており、小学校に10か所、中学校に8か所、設置しています。学校の校舎・体育館については、被災した地域住民の避難所となることから、障害者専用トイレの設置を進めています。また、階段の手すり及び滑り止めは、全ての小中学校に設置されており、そのうち、片側のみに手すりが設置されている学校は小学校1校です。

質問 東京2020パラリンピックに向けて、パラリンピアンを実際に招いての体験的な授業が行われている。大変、効果的と考えるが、これまでの実績を問う。また、その体験をバリアフリーに結びつける授業はどのように行われているか。

教育長 平成28年度より、東京都から小学校4校が「夢・未来プロジェクト」の指定を受け、「バドミントン、走り高跳び、車いすバスケットボール」のパラリンピック競技体験やパラリンピアンからの講演会を実施しています。オリンピック・パラリンピック教育をはじめ、学校の教育活動全体を通じて、いわゆるバリアフリーの視点や高齢者、障害者理解教育に取り組んでいます。

質問 「ユニバーサルデザイン」についてはどのように教育をしているのか。

教育長 すべての学校、学級において、だれもが利用可能なデザインとして、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた学習をしています。

質問 実際に児童・生徒へ高齢者や視覚障害者などの疑似体験をさせることはバリアフリーに対する認識を高めるために有効と考えるが、いかがか。また、手話の体験は聴覚障害者への理解を深めると考えるが、いかがか。

教育長 学習指導要領においては、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等を通して、体験活動を生かした指導を積極的に取り入れることを求めています。高齢者体験や障害者体験、手話等の活動を通して、子どもたちは、高齢者や障害者についての知識理解を進め、相手を思いやるなどの心情を育てています。

本会議審議：〔2月28日～3月23日〕

区分	委員会	番号	案 件 名	採択・賛否等	
				新しい風	全体
市長提出議案	予算	1号	平成30年度羽村市一般会計	賛成討論	可決
		2号～7号	平成30年度国民健康保険事業会計、後期高齢者医療会計、介護保険事業会計、西口土地区画整理事業会計、下水道事業会計、水道事業会計	賛成	可決
		8号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	賛成	可決
		9号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	賛成討論	否決
		10号	羽村市長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例	賛成	可決
		11号	羽村市福祉センター条例の一部を改正する条例	賛成	可決
		12号	羽村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	賛成	可決
		13号	羽村市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	賛成	可決
		14号	羽村市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	賛成	可決
		15号	羽村市介護保険条例の一部を改正する条例	賛成	可決
		16号	羽村市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	賛成	可決
		17号	羽村市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	賛成	可決
		18号	羽村市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	賛成	可決
		19号	羽村市地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例の一部を改正する条例	賛成	可決
		20号	羽村市営住宅条例の一部を改正する条例	賛成	可決
	厚生	21号	羽村市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例	賛成	可決
	補正予算	22号	平成29年度羽村市一般会計補正予算（第5号）（修正動議を除く）	賛成	可決
			平成29年度羽村市一般会計補正予算（第5号）（修正動議）	反対討論	可決
		23号～28号	平成29年度国民健康保険事業会計（第3号）、後期高齢者医療会計（第2号）、介護保険事業会計（第4号）、西口土地区画整理事業会計（第4号）、下水道事業会計補正予算（第4号）、水道事業会計補正予算（第3号）	賛成	可決
		29号	土地の取得について	賛成	可決
	30号	東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について	同意	同意	
	31号	訴えの提起について	賛成	可決	
	32号	公益的法人等への羽村市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	賛成	可決	
	33号	福生都市計画事業羽村駅西口区画整理事業に関する業務委託の変更契約について	賛成	可決	
	34号	福生都市計画事業羽村駅西口区画整理事業に関する業務委託の契約について	賛成	可決	
陳情	経済	1号	カーブミラー設置に関する陳情書	不採択	不採択
		3号	羽村市営住宅条例第6条の「使用者の資格」について、その審査が「賃貸」契約の準備行為であるか否かについて、明らかにすることを求める件	不採択	不採択
	厚生	4号	生活保護基準の引き下げを見直すことを求める陳情書	趣旨採択	趣旨採択
議連	5号	陳情書の受理について、「受理通知書」の交付を求める件	不採択	不採択	
議員提出議案		1号	羽村市議会委員会条例の一部を改正する条例	賛成	可決
		2号	級地区分及び地域手当の是正を求める意見書	賛成	可決

平成29年度一般会計補正予算修正案反対、原案賛成討論

討論 小宮國暉

議員や市長等の特別職の期末手当は長い間、職員と同様に扱っており特別職報酬審議会からの答申においても、「一般職職員の特別給の支給月数に準じて改訂することが適当である。」と受けております。また、議員の報酬額アップについては、議員活動、として、現在の政務調査活動費の不足分に充当し、各種自主的な研修、震災への募金、福祉事業への協力等無駄使いをすることなく市民福祉への向上、充実活動に費消することを、市民の皆様にご確認いたします。以上修正案に反対し、原案賛成の討論といたします。

平成30年度一般会計予算 賛成討論要旨

討論 高田和登

歳入では、市税収入が市民税法人分の減収などのため、基金残高が減少するという厳しい財政状況の中、行財政改革に積極的に取り組んでいます。歳出では、すべての経費を極限にまで抑えるとともに、羽村駅自由通路拡幅工事、加美緑地公園用地の購入、防災行政無線（固定系）デジタル化など、市民生活にとって重要な施策には積極的な予算化をしています。また、動物公園改修等工事の実施、公共施設等総合管理計画の推進、統一的な基準に基づく地方公会計制度の活用なども予算化されています。羽村駅西口土地区画整理事業に対する修正案も出されましたが、歩みを止めるべきではなく、修正案に反対し、原案に賛成する立場からの討論といたします。

羽村市長期人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生計画方針

家族の笑顔が生まれるまち はむら

～暮らしと遊びがちょうどいい はむらスタイル～

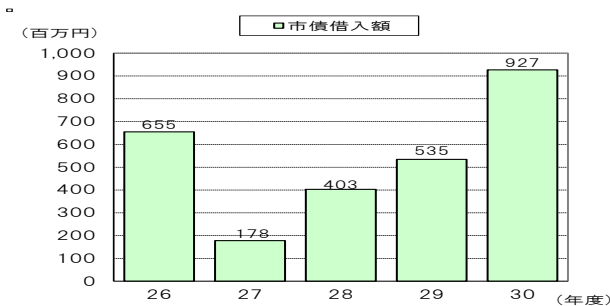
一般会計と特別会計・公営企業会計を合わせた、羽村市全体の予算規模は372億 3,053万円で、前年度と比較して2.8%の減となります。

平成30年度予算の概要

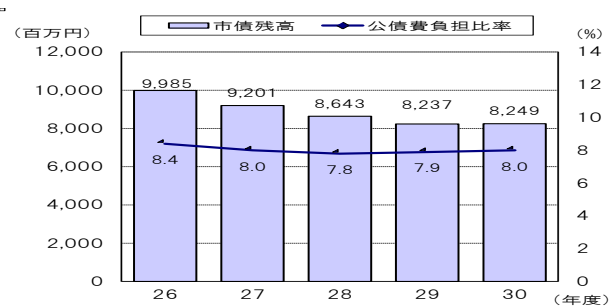
金額単位 百万円

区 分	平成30年度	平成29年度	増減額	増減率(%)	
一般会計	22,560	22,660	▲100	▲0.4	
特別会計	国民健康保険事業	5,955	7,266	▲1,311	▲18.0
	後期高齢者医療	1,202	1,088	114	10.5
	介護保険事業	3,444	3,551	▲107	▲3.0
	羽村駅西口土地区画整理事業	1,188	1,002	187	18.6
	下水道事業	1,306	1,207	99	8.2
特別会計計	13,095	14,113	▲1,018	▲7.2	
合 計	35,655	36,773	▲1,118	▲3.0	
水道事業（公営企業）会計	1,575	1,549	26	1.7	
全会計 単純合計	37,230	38,322	▲1,091	▲2.8	

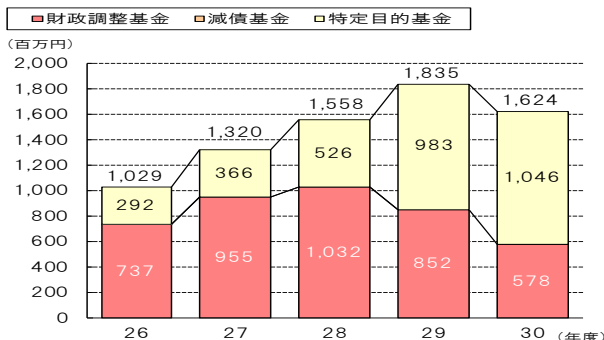
●市債借入額の推移



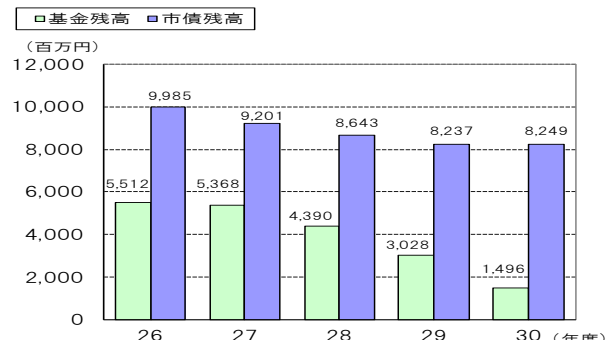
●市債残高の推移 —◆—公債費負担比率



●基金繰入額（当初予算額）の推移



●基金・市債残高の推移



“新しい風を明日のはむらに”

ご意見ご要望お待ちしております

小宮國暉 事務所羽東 1-2-9
 電話・FAX: 042-554-1555
 携帯電話: 070-5594-7198
 E-mail: k.komiya@t-net.ne.jp

高田和登 事務所小作台 3-15-3
 電話・FAX: 042-555-4700
 携帯電話: 080-6860-1211
 E-mail: takadakazuto@gmail.com